9　機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合において、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表について厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該繰越欠損金の額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

（独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三人」を「二人」に改める。

（独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第三条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、「、健康診断施設」を削り、「図るとともに」の下に「、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか」を加える。

第五条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

第五条に次の二項を加える。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第二項中「四人」を「五人」に改める。

第九条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改める。

第十条中「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加える。

第十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。

第十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四　化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査を行うこと。

五　前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十六条の二第一項の規定による調査及び同条第二項の規定による立入検査を行う。

第十二条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第十二条の二　機構は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十三条第一項中「前条第一項」を「第十二条第一項及び第二項」に改める。

第十四条の見出し中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改め、同条第一項中「又は第二号」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改める。

第十六条第一項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、労働災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

第二十二条中「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

6　機構は、前各項に規定する業務に係る経理については、第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理として整理しなければならない。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第五条　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「神奈川県」を「東京都」に改める。

第六条第二項中「管理運用法人に」の下に「、前項に規定する理事のほか」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管理運用法人に、役員として、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を担当する理事一人を置く。

第七条第二項ただし書及び同条第三項を削る。

第十一条第二項中「第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）」を「管理運用業務」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条の規定並びに附則第九条第二項及び第三項、第十七条第三項並びに第二十条の規定　公布の日

二　第一条中小企業退職金共済法目次の改正規定（「・第三十一条」を「―第三十一条の二」に改める部分を除く。）、同法第六章中第五節を第六節とする改正規定、第七十五条の二第五項の改正規定、同章中第四節を第五節とし、第三節の次に一節を加える改正規定及び第八十八条の改正規定並びに第二条の規定（独立行政法人福祉医療機構法第五条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第七条、第三十条及び第三十三条の規定　平成二十七年十月一日